

二宮町税条例等の一部を改正する条例の概要

1. 趣旨

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

2. 内容

【固定資産税の課税標準の特例割合の参酌基準の改正】

固定資産税の課税標準に係る特例（わがまち特例）に関する規定のうち、下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合の参酌基準が改正されたことに伴い、町条例においても改正するものです。

改正案		現行	
条例で定める 特例割合	地方税法で定める 特例割合	条例で定める 特例割合	地方税法で定める 特例割合
4 / 5	4 / 5 を参酌して 7 / 10 以上 9 / 10 以下の範囲内にお いて市町村の条例 で定める割合	3 / 4	3 / 4 を参酌して 2 / 3 以上 5 / 6 以下の範囲内にお いて市町村の条例 で定める割合

【固定資産税の課税標準の項ずれの改正】

固定資産税の課税標準に係る特例（わがまち特例）について、地方税法が改正されたことに伴い、同法を引用している項ずれを改正するものです。

《参考》

○下水道除害施設とは

工場等の廃水を下水排除基準以下にする施設

(例：オイルトラップ、ろ過装置、中和装置など)

○本特例の対象となる除害施設

「令和4年4月1日以後に供用が開始された公共下水道の廃水区域」にある工場等で、令和4年4月1日から令和6年3月31日までに当該工場等に設置した除害施設。